

| 今今O内－ | 2－3 | 行政からのお知らせ1 | 4－5 まちの話題 <br> 1生涯学習ウォーキング <br> 子育てサポートセンター <br> 市民音楽祭スタッフ募集 <br> ■スポーツ功労者表彰 |  | 6－7 行政からのお知らせ2 <br> ■医療福祉制度改正 <br> ■青果物出荷者の皆さんへ <br> ■国民健康保険税特別徴収開始 <br> ■市民課からの知らせ |  | 8 各種日程 <br> ■はかりの定期検査 <br> ■体育施設の予約方法変更 <br> ■休日診療•健康カレンダー |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ■鉾田市行政機構改編 <br> ■市議会開催 <br> ■市民憲章碑完成 <br> ■乗合自動車利用区域を拡大 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 差込資料 | 市税等の納期一覧 |  |  |  |  |



市議会•水道事業•教育委員会•農業委員会に関する変更はありません。

## 行政機構の変更内容

【市 役 所】
■総務部
－秘書広聴課を廃し総務課内に秘書室を設置
－秘書室は秘書業務と広報広聴業務を担当 ■建設部

- 下水道課を設置
- 都市計画業務を建設課に移管し都市計画課を廃止
建設課の名称を都市建設課とし，課内 に合併道路推進室を設置

【福祉事務所】
■健康福祉部
－介護福祉課から介護保険業務を分離し，介護保険課を設置し，錐田保健センター内で業務を行う
社会福祉課に保護室を設置，保護室は生活保護業務を行う

【総合支所（旭•大洋共通）】
－市民課，福祉保険課を廃し，市民センター を設置
市民センターはワンストップサービス
を充実させるため，管理グループ，総
合窓ログループに分けて業務を行う
（管理グループの業務）
防災交通•産業•建設•環境など

## （総合窓ログループの業務）

住民基本台帳•戸籍•税務•福祉•介護保険•国民健康保険•国民年金など




なて
 り
ま
す。




「市民の協力のもと地域特性をいかした小橋会長（写真右 2月27日市長室）

$$
\begin{aligned}
& \text { れ受正隆用問 }
\end{aligned}
$$

to
付答り会市市市長針 さを適橋利諮











維
持
管
理
な
ど
の
資
金
充










## 



28





隉组


242318161311
4 市


## 乗合自動車とは

ご自宅などから目的地まで，つゴン車などで送迎をする サービスです。

## 運行の目的

鉾田市と鹿嶋市間で運行されていた路線バスの廃止によ り，公共交通の確保が困難となった地域を対象に福祉施策のひとつとして実施しています。（H19．7． 2 運行開始）

## ご利用できるのは

大洋地区及び鉾田地区の一部にお住まいで住民基本台帳 に登録されている65歳以上の方（自立歩行が可能な方）
（「運行区域及び利用者区域図」を参照）
※営業のための利用はできません。

## ご利用には登録が必要です

ご利用希望の方，また利用する可能性がある方は「利用登録票」による事前登録をお願いします。
※既に登録されている方の再登録は必要ありません。
登録に関することは市役所企画課までお問い合わせくだ さい。
○用用潞
出かけるとき


## 愰るとき


※円滑運行のため予約時間の変更はできません。

運行日 月～金 8時30分～17時00分 （祝日•年末年始は運休）

乗車予約 利用日の前日
（前日が運休日の場合は，運休日の前日）受付時間 9：00～15：00
利用方法 管理事務所（ $\mathbf{8} 34-5255$ ）に電話をし，行先，利用時間をお伝えください。 （左下のイラストをごらんください） ※予約の時に乗降場所をお伝えくださ い。
（車両が進入できない場合は希望箇所と異なることがあります）

運 賃 1回の乗車につき 300円

## －雨車答の販売へ

| 䀠売場所 | シート（10枚锡） <br> 1 部3，000円 | $\begin{aligned} & \text { バラ売り } \\ & 1 \text { 枚300円 } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 大洋支所 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 市役所（企画課） | 0 | $\bigcirc$ |
| 車内（乗務員） | $\bigcirc$ | $\times$ |

車内でのシート購入をする方は予約時にその旨お申し出く ださい

## 鋅田市秀合自動車管理事務所 （大洋総合支所敷地内）

所 在 地 鉾田市汲上2415－5
予約電話 34－5255
F A X 39－0050
予約時間 9 時～15時
電話番号はお間違えのないように


## 




## 4月から <br> 医療福祉制度（マル福）が一部変更

問 鉾田市福祉事務所 子ども家庭課
333－2111（内線1570－1571）
旭 支 所内総合窓ログループ 837－4346
大洋支所内総合窓ログループ 839 －3315

医療福祉制度（マル福）は，病気の早期発見•早期治療のために医療費の一部を市と県で公費負担する制度です。このほど制度の一部に変更がありましたのでお知らせいたします。

65歳以上の重度心身障害者の方保険証番号が変わります

後期高齢者医療制度により，現在使用 している医療福祉費受給者証の記号•番号が変更になります。
制度改正後のマル福該当者には医療福祉費受給者証を郵送しておりますので， お手持ちの後期高齢者医療被保険者証番号とご確認のうえ，新しいものと差し替 えてください。
※医療福祉費受給者証番号と後期高齢者医療被保険者証番号が異なる方は上記各窓口に申請してください。
※制度改正に該当している方で医療福祉費受給者証が届いていない方はお問い合わせください。

妊産婦の方
医療福祉費請求書が不要に
－医療機関へ提示•提出するもの

－医療費の支払い
マル福自己負担分を支払います

## 届け出はお早めに

## 児童扶養手当の受給

児童扶養手当法（施行令•施行規則）が一部改正され，下記の要件に
該当する方は手続きが必要となり ます。

## V手続きが必要な方

（1）（2）のいずれかに該当する方）
（1）H2O．3．31時点で受給期間が 5 年を経過
（2）支給要件に該当して 7 年が経過
手続きされない場合，支給額が減額となります のでご注意ください。

## V届出書の名称

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書
※該当する方には用紙を送付してありますが，お手元にない方はお問い合わせください。

## 問•届出先

鉾田市福祉事務所 子ども家庭課
833－2111（内線1570）
旭 支 所内総合窓ログループ 337－4346大洋支所内総合窓ログループ $\mathbf{8 3 9 - 3 3 1 5}$

## 後期高齡者医療制度が

はじまりました

## 度の内 容

この制度は75歳以上の方を対象とする，新し い制度です。当制度の被保険者になることで，国民健康保険•社会保険から脱退し，新しい制度の もとで療養給付や高額療養費の支給をうけること になります。

## 対象となる日

H 20.4 .1 時点で 75 歳以上の方 $\Rightarrow 4$ 月から H20．4．1 以降に75歳になる方 $\Rightarrow$ 誕生日から ※ー定の障害を有する方は65歳から この制度の対象になると「健康保険証」と「老人保健法医療受給者証」にかわり，「後期高齢者医療被保険者証」を使用します。

## 医療費の負担割合

所得に応じて負担割合が変わります。

| －般 | 1 割負担 |
| :--- | :--- |
| 現役並み所得者 | 3 割負担 |

問 茨城県後期高齢者医療広域連合
（制度に関すること）8029－309－1212（保険料に関すること）8029－309－1213市役所 保険年金課 $\boldsymbol{8} 33-2111$（内線1123～1124）

## 保険料の算定

－ 2 年ごとに見直しされます。
保険料 $=$ 均等割 37,462 円＋所得割（総所得金額等 -33 万円）$\times 7.60 \%$

## 均等割等の軽減

## －低所得の方

世帯の所得に応じ均等割を 7 割， 5 割， 2 割 に軽減
当制度加入前日まで被用者保険の被扶養者で あった方
資格を得た月から 2 年間

$$
\Rightarrow \text { 均等割を } 5 \text { 割軽減 }
$$

H20．4月～9月

$$
\Rightarrow \text { 保険料をいただきません。 }
$$

H 20.10 月～H21．3月
$\Rightarrow$ 保険料の 9 割を軽減

## 保険料の納め方

特別徴収 原則として年金からの天引きとなります普通徴収 次の方は，納付書による納入となります －年間の年金受給額が 18 万円未満後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が，年金受給額の 2 分の 1 を超える方
年度途中で後期高齢者医療制度に加入す る方

## 旭•大洋支所での <br> 農業委員会受付相談 <br> 問 錚田市農業委員会 $\sin 3$－2111（内線1251）

- 内 容 農地に係る各種申請書の受付•審査
- と き $4 / 7$（月）• 8 （火）• 9 （水）
- 時 間 大洋支所内 9：00～12：00旭支所内 13：00～16：00
（支所では）
－耕作証明•営農証明は随時発行しています。 －相談日以外でも支所で書類を預かり農業委員会事務局へ経由いたします。



## 豊業浱興地域整備促進滳議会開崔日程 <br> 問 産業経済課 833－2111（内線1163）

平成20年度の協議会開催月は右表のとおりです。農地利用の変更を予定し ている方は，申請の準備 をお願いします。


## 青果物出荷者の皆さまへ <br> 問 市役所 産業経済課 833－2111（内線1165）

ポジティブリスト制度の施行や農薬の適用作物 など，農産物の生産に関する規制が日々変化して います。

このような状況のもと，市では生産者の方々に迅速な情報伝達をしていくために，市内の出荷組合や個人の出荷者を把握しております。

次のような要件に該当する場合は産業経済課ま で連絡をお願いします。
（出荷組合）
新規に設立された組合
代表者などに変更があった組合
（個人の出荷者）
農協や出荷組合に属していない出荷者

－ポジティブリスト制度－「食品衛生法」で基準が定められ ていない農薬の残留量が一定の量 （ 0.01 ppm ）を超えた食品の流通を禁止する制度平成18年5月に施行

## 窓口に来られた方の本人確認にで協力を周市役所 市民課 $\boldsymbol{3}$ 33－2111（内線1153）

「戸籍法」「住民基本台帳法」の改正により，5月1日から戸籍謄本•抄本や住民票の写しなどの交付申請に来られた方の本人確認をさせてい ただきます。

これは，第三者が本人になりすまし，不正な手続きを行う例があるこ とから，その防止と個人情報保護のために行うものです。

## 本人確認の対象となる申請など

－戸籍法で規定する戸籍謄本•抄本の交付申請及び戸籍に関する届け など
－住民基本台帳法で規定する住民票の写しの交付申請及び住民異動届 など

## 本人確認のため提示していただくもの

（1点提示一顔写真付のもの）
－官公署発行の運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど顔写真付き証明書
上記の本人確認書類をお持ちでないとき
（2点提示一顔写真なし）

- 国民健康保险被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 各種年金証書
- その他

■代理人の方には委任状などの書面により代理権限の確認も行います。



特別徴収の対象者（1）～（3）の全てを満たす方）
（1）世帯内の国民健康保険被保険者全員が 65 ～74歳の世帯主
（2）年間の年金受給額が 18 万円以上
（3）国保税と介護保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 以下
4月から徴収が始まる方には，4月初旬まで に「特別徴収開始通知書」を送付いたします。

## （保険税額は年金振込通知書に記載されます）

年金から徵収される国民健康保険税額は年金保険者（社会保険庁など）から送られる「年金支給額に関する通知書」に記載されます。

■特別徵収に該当しない方■
特別徵収の対象にならない方には，これまでどおり 7 月に保険税の納税通知書が届きますので，納付書， または口座振替で納めてください。


問 市役所 保険年金課 $\mathbf{8} 33$－2111（内線1121）

## 不動産公売結果

鉾田•行方の 2 市合同による差押不動産の公売が執行され，6物件中，2件について買受者が決まり ました。他 4 件については，公売前に滞納額が完納 されたことから中止となりました。
今回の公売により，鉾田市は約898万円，行方市は約233万円の未納市税を回収し，公売はひとつの成果を上げたといえます。こうした成果をふまえ，今後も市税滞納処分対策の一環として公売を実施して いく考えです。

| 区 分 | 見積額 | 落 札 額 | 事前納付額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 鉾田19－4 | 15，670，000 | 中 止 | 4，293，200 |
| 鉾田19－6 | 2，620，000 | 中 止 |  |
| 鉾田19－5 | 5，140，000 | $\begin{array}{r} 5,151,122 \\ \text { 税へ } \mathrm{4}, 692,038 \end{array}$ | － |
| 行方 19－19 | 470，000 | 中 止 | 1，756，300 |
| 行方 19－20 | 460，000 | 中 止 |  |
| 行方 19－21 | 640，000 | $\begin{array}{ll}  & 650,000 \\ \text { 税へ } & 576,500 \end{array}$ | － |

（入札執行日 $3 / 5$ 会場 行方県税事務所内）問 市役所 収納課 833－2111（内線1173）

## シルバー人材センター登録説明会

マと き
$4 / 23$（水） $13: 30$ から
『会 場
鉾田市シルバー人材センター
－入会条件
鉾田市在住で 60 歳以上
※説明会に参加する方は事前にご連絡ください （入会時に必要なもの）

$$
\begin{aligned}
& \text { 写真 } 2 \text { 枚 (タテ3cm } \times \exists コ 2.5 \mathrm{~cm} \text { ) } \\
& \text { 年度会費 } 2,500 \text { 円 } \\
& \text { 本人名義張幡号 (郵便局に限る) の控え } \\
& \text { ボールベン }
\end{aligned}
$$

問 鉾田市シルバー人材センター 832－4448

## 鉾田市人権擁護委員

水戸地方法務局鹿嶋支局
30299－83－6000
人権謢護委員は法務大臣の委嘱を受け，皆さんの人権を守るための活動やご相談をお受けしています。



体育施設の予約•鍵の貸借時間が変更になりました

問 スポーツ振興課 837－4342
$\nabla$ 対 象 施 設
大洋体育館
大 洋 武 道 館
大洋運動場
中 居 運 動 場

$\boldsymbol{\nabla}$ 施設の予約•鍵の借用と返却

| 曜日（時間） | 場 所 |
| :---: | :---: |
| 火曜～日曜 |  |
| $(9: 00 \sim 17: 00)$ | 大洋公民館 |

■日曜17：00以降に施設利用をする場合，鍵の返却は火曜日 9 ：00以降となります。
－12／29～1／3 の予約はできません。

| 日 程 | 対 象 者 | 場 所（時間） |
| :---: | :---: | :---: |
| $4 / 23$（水） | 旭地区の方 | 錵田市役所 庁舎東側車庫 |
| $4 / 24$（木） | 鉾田地区の方 | $(10: 30 \sim 12: 00)$ |
| $4 / 25$（金） | 大洋地区の方 | $(13: 00 \sim 15: 00)$ |

※指定日に受検できない方は，都合のよい日で受検してく ださい。
※計量士による巡回検査も実施していますので，茨城県計量検定所にお問い合わせください。

## 铨相㭙にお持ちいただくもの

- 印鑑
- 受検通知ハガキ（届いた方のみ）

手数料（ 1 台 520～3，000円程度）
計量器（分銅・オモリもお持ちください）

## 問 市役所 産業経済課

833－2111（内線1162•1166）茨城県計量検定所

8029－221－2763

重
計



各検
重南対
点像
の量
商聐





※検柰に合格し取引や証明に使用できる計量器には検定証印，基準適合証印が付いています

## 市民と市長の朝市トーク

## － 7 （月）鉾田市役所

 $5 / 7$（水）大洋支所時間はいずれも8：15～9：15
## 市長との愍談会

```
と き 5/17(土)
時 間 10:30~11:30
会 場 鉾田中央公民館
問 市役所 総務課秘書室
        333-2111(内線1212)
```


## 心配ごと相談

|  | 旭 <br> 学供施設 | 鉾田 <br> 中央公民館 | 大洋 <br> 大洋公民館 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 4月 | 10 （木） | 24 （木） |  |
| 5月 | 22 （木） |  | 8 （木） |


$\square \quad$| 弁護士相談（10：45～15：00） |
| :--- |
| 予約制 |

$\square$

| 一般相談（ $13: 00 ~ 15: 00)$ |
| :--- |
| 2 日前までに予約をお願いします |

問 鉾田市社会福祉協議会鉾田本所 832－5831旭支所 $\quad \mathbf{8 3 7}$－3571大洋支所 $\boldsymbol{8 3} 34-5200$

旭保健センター 837－1411鈝田保健センター 8333－3691大洋保健センター 8339－4866 －健康カレンダー

| 事 業名 | 場 所（項目） |  | 4 月 | 5月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 乳児健診 | 鉾 田 |  | $\begin{gathered} \text { 14(月) } \\ (\mathrm{H} 19.12 ⿰ ㇒ ⿻ 土 一 ⿱ 中 ⿰ ㇒ ⿻ 土 一 𧘇 ~ \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 14 \text { (水) } \\ (\mathrm{H} 20.1 \text { 生) } \end{gathered}$ |
| 育児相談 | 旭 |  | 17（木） | 20 （火） |
|  | 鉾 田 |  | 14（月） | 14（水） |
|  | 大 洋 |  | 8（火） | 12（月） |
| 幼見健康診査 | 旭 | 1 歳半健診 |  | $\begin{gathered} 20 \text { (火) } \\ (\mathrm{H} 18.8 \sim 10 \text { 生) } \end{gathered}$ |
|  | 鉾田 | 1 歳半健診 | $\begin{gathered} 18 \text { (金) } \\ \left.(\mathrm{H} 18.9)^{2}\right) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 16 \text { (金) } \\ (\mathrm{H} 18.10 \text { 生) } \end{gathered}$ |
|  |  | 2 歳 児歯科健診 | $\begin{gathered} 11 \text { (金) } \\ (\mathrm{H} 17.9 ⿰ ㇒ ⿻ 土 一 ⿱ ⿴ 囗 十 一 丶 ⿸ ⿻ 一 丿 又 土) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 9 \text { (金) } \\ (H 17.10 \text { 生) } \end{gathered}$ |
|  |  | 3歳睍建診 | $\begin{gathered} 15(火) \\ \text { (H16.12生) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 13(火) \\ (\mathrm{H} 17.1 \text { 生) } \end{gathered}$ |
|  | 大洋 | 3歳睍建診 | $\begin{gathered} 8 \text { (火) } \\ (H 16.10 ~ 12 ⿰ ㇒ ⿻ 土 一 𧘇 ⿸ 丆 口 \end{gathered}$ |  |
| 機能回復訓練 <br> （リハビリ） | 旭 |  | 9．23（水） | $7 \cdot 21 \cdot 28$（水） |
|  | 鉾 田 |  | 3．10•17（木） | 8•15．29（木） |
|  | 大 洋 |  | $11 \cdot 18 \cdot 25$（金） | $16 \cdot 23 \cdot 30$（金） |

精神保健事業
（各保健センターで実施）

| 事業名 | 場所（時間） |  | 月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ディケア | 鉃田（9：30～11：30） | $4 \cdot 11 \cdot 18$（金） | 9•16．23．30（ |
| フリークラブ | 旭（9：30～11：30） | 16（水） | 14•28（水） |
|  | 鉎田（9：30～11：30） | 9•23（水） | $7 \cdot 21$（水） |
|  | 大洋（9：30～15：00） | 7•14•21•28（月） | 12•19•26（月） |

## $\boldsymbol{\nabla}$ 献血の日程

| $4 / 4$（金） | $10: 00 ~ 16: 00$ | セイミヤ舟木店 |
| :---: | :---: | :---: |


| $4 / 15(火)$ | 9：30～12：00 | オハヨー乳業 |
| :---: | ---: | :--- |
|  | 13：30～16：00 | カスミ大洋店 |

－休日診療

|  | $\boldsymbol{8}$ | 4 | 月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 月 |  |  |  |
| 鉾 $⿴ 囗 十$ 病 院 | $32-3313$ | $6 \cdot 29$ | 6 |
| 高 須 病 院 | $33-2131$ | 13 | $3 \cdot 11$ |
| ハタミ病院 | $33-3158$ | 20 | $4 \cdot 8$ |
| 北浦整形外科 | $33-2136$ | 27 | $5 \cdot 25$ |



## 

## －茨城県救急医療情報システム

電 話 案 内（24時間対応）B029－241－4199 インターネット http：／／www．qq．pref．ibaraki．jp／携帯サイト http：／／www．aq．pref．ibaraki．jp／kt／ －茨城子ども救急電話相談

$$
\begin{aligned}
& \text { 毎 日 (18:30~22:30) } \\
& \text { 8029-254-9900 }
\end{aligned}
$$ （プッシュ回線電話 \＃8000）

## 夜間小児救急診療所

毎 日（20：00～23：00）
30299－82－3817
鹿嶋市宮中1998－2 鹿島保健センター内
－中毒110番
$\supset<$ ば（9：00～21：00）
8029－852－9999
大 阪（24時間対応） $\boldsymbol{3} 072-727-2499$
日本中毒情報センターhttp：／／www．j－poison－ic．or．jp／


## 広報ほこた 2008 （H2O）4月号

■編集•発行■（発行日 H20．4．3）
鉾田市役所 総務課 秘書室〒311－1592
茨城県鉾田市鉾田 1444 －
8 0291－33－2111
FAX 0291－32－4443
http：／／www．city．hokota．lg．jp／
－市人口（H20．3．1現在）
$\begin{array}{ccccc} \\ \text { 総数 } & 52,151 \\ \text { 男 } & 26,159\end{array}$
$\begin{array}{ll}\text { 世女数 } & 25,992 \text { 人 } \\ & 16,794 \text { 户 }\end{array}$

## 鉾田市民憲章

－水と緑ゆたかな自然を誇り，美しい
環境をつくります
－思いやりを大切にし，助け合いと感謝 のこころを育みます

- 健康で働き，活気ある産業を築きます
- 教養を深め，高い文化を培います
- きまりを守り，安心して暮らせるまち をつくります

平成19年2月28日制定


鉾田の花
ヒマワリ


鉾田の木 サクラ


鉾田の鳥 ウグイス

## 平成20年度 市税等の納期一覧表

税目ごとに納付額を記入し，納期限までに納入をお願いします。


【問い合わせ】 鉾田市役所 833－2111（ ）は内線番号

納入方法に関すること
収納課（1171～1174）

## 税目•料目別に関すること

固定資産税
市•県民税
軽自動車税
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

税務課（1181•1182）
税務課（1183•1184）
税務課（1183－1184）
保険年金課（1121•1122）
保険年金課（1123－1124）
介護保険課（1577）

## 確定申告が間違っていた方•申告を忘れていた方

確定申告書を提出した後で計算の誤りや，申告内容に間違いがあった場合は次の方法で訂正することができます。

|  | 税額を多く申告していたとき | 税額を少なく申告していたとき | 確定申告を忘れていたとき |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 手続きの種類 | 更正申告の請求 | 修正申告 | 期限後申告 |
| 手 続 期 間 | 確定申告書の提出期限から 1 年以内所得税 <br> H2 1．3．17まで <br> 個人事業者の消費税及び地方消費税 H21．3．31まで | 税務署から更正を受けるまではいつ でもできます。 | 税務署から決定を受けるまではいつ でもできます。 |
| 税金等の納入 | － | 修正申告書を提出する日までに納入 | 申告書を提出する日までに納入 |
| 備 考 | 請求内容が正当と認められたときは，正しい税額に減額されます。 | 延滞税がかかります。 <br> 加算税が賦課される場合があります。 | 延滞税がかかります。 <br> 加算税が賦課される場合があります。 |

1手続きに必要な書類は，潮来税務署または国税庁ホームページでお取り寄せください。
国税庁HP http：／／www．nta．go．jp
問 潮来税務署 $\boldsymbol{8} 0299-66-6931$

|  | 家屋を取り壊したとき | 納税義務者が死亡したとき |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 家屋滅失届 | 相続人代表者届 |
|  | ※登記済の家屋の場合は法務局 での「滅失登記」から必要です |  |
| 手続先 | 手続先 市役所 税務課市民税係 <br> 各支所内 市民センター 総合窓ログループ |  |

※印鑑をお持ちください

## オートバイ・軽自動車などの廃車手続き

オートバイや軽自動車の廃棄，また紛失や譲渡をしたときは必ず
廃車届をしてください。手続きされないと引き続き課税されます。

| 区 分 | 手 続 先 | 届出に必要なもの |
| :---: | :---: | :---: |
| 原動機付自転車 | 市役所税務課各支所内 市民センター総合窓ログループ | $\begin{aligned} & \text { 印鑑 } \\ & \text { ナンバープレート } \end{aligned}$ |
| 軽自動車（660cc以下） | 軽自動車検査協会茨城事務所 <br> 8029－293－9989 | 左記へお問い合わ <br> せください |
| 小型2輪車（250cc超） <br> 軽自動車（125cc超～250cc以下） | 茨城運輸支局 8050-5540-2017 |  |

## 

森林や湖沼環境の保全•整備を目的とする「茨城県森林湖沼環境税条例」が 4 月から施行されました。
この条例は県北地域や筑波山に代表される森林や里山， また霞ヶ浦をはじめとする，湖沼や河川などの自然環境 が，公益的機能を発揮できるよう，保全や整備のための財源確保として導入されました。
県では 5 年間で約 80 億円の税収を見込んでおり，収め られた税金は下記のような事業や対策に使われます。

| 税金の使いみち |  |
| :---: | :---: |
| 森林の保全 | 湖沼•河川の水質保全 |
| 発した森林の整備 | 生活排水対策 |
| 土砂災害防止 | 工場•事業場非水対策 |
| 平地林や里山林の保全•整備 | 家畜排せつ物対策 |
| いばらき木づかい連動の推進 | 循環かんがい施設の整備 |
| 県産材利用促進 | 植生浄化施設の整備 |
| 森林環境教育の推進 | 県民参加の水質保全運動の促進 |
|  | 市民団体活動への支援 |

問 環境税に関すること 茨城県税務課 8029－301－2418税の使いみちに関すること
（森林）茨城県林政課 8029－301－4021
（湖沼）茨城県環境対策課 8029－301－2968
－課税の内容

|  | 個 人 | 法 人 |
| :---: | :---: | :---: |
| 納 税 者 | 個人県民税均等割の納税義務者 | 法人県民税均等割の納税義務者 |
| 課税方式 と 税 額 | 個人県民税均等割（年 1,000 円）に年額1，000円を上乗せ <br> （課税されない方） <br> －生活保護法による生活扶助を受け ている方 <br> －前年中の合計所得金額が 125 万円以下の障害者•未成年者•寡婦ま たは寡夫の方 <br> －前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方 | 法人県民税均等割（年2～80万円）に年額 $10 \%$ を上乗せ |
| 課税期間 | 平成20年度分～平成24年度分 | 平成20年4月1日から平成25年3月31日 までの間に開始する各事業年度分 |

